

○内閣府令第 号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第三項及び第三十条第三項の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(電磁的記録) 第三十四条 法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>(各事業年度の末日における公益目的取得財産残額) 第四十八条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額(同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額(その額が零を下回る場合にあつては、零)をいう。以下この条において同じ。)を算定しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額(その額が零を下回る場合にあつては、零)</p> <p>二 [略]</p> <p>[3・4 略]</p> | <p>(電磁的記録) 第三十四条 法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>(各事業年度の末日における公益目的取得財産残額) 第四十八条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額(同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。)を算定しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額</p> <p>二 [同上]</p> <p>[3・4 同上]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

附 則

この府令は、公布の日から施行する。